

野洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和6年3月

野洲市

目次

1. 区域施策編策定の背景	1
(1) 地球温暖化問題を取り巻く背景	1
(2) 野洲市の状況	4
2. 計画の基本的事項	12
(1) 計画の位置づけ	12
(2) 計画期間	12
(3) 計画の目標	13
(4) 推進体制	13
3. 二酸化炭素排出量削減のための取組み	14
(1) 基本方針	14
(2) 具体的な取組み	16
(3) 重点プロジェクト	23
(4) 計画の進捗管理	28
用語解説	29

1. 区域施策編策定の背景

(1) 地球温暖化問題を取り巻く背景

ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

イ 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

ウ 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を

目指す」と宣言しました。翌 2021 年（令和 3 年）4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年（平成 25 年）度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年（令和 3 年）10 月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030 年、そして 2050 年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

地方公共団体についても、地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスの排出量削減のための計画を策定するものとされています。地方公共団体の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減のための計画である「事務事業編」は都道府県及び市町村において策定が義務付けられています。また、区域内の温室効果ガス排出量の削減のための計画である「区域施策編」は、都道府県、指定都市及び中核市において策定が義務づけられており、その他の市町村においては努力義務となっています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

(資料) 環境省 (2021) 「地球温暖化対策計画」

Ⅰ 野州市における地球温暖化対策のこれまでの取組みや今後の取組み方針

野州市では、まちづくりの最高規範である「野州市まちづくり基本条例」において「人が『生きる』原点として、・・・限りある地球の『環境』に普遍的な価値を置き」、また「市民は、すべての活動において、地球環境を尊び、自然との共生を図ります」と定められており、まちづくりのすべての活動において、地球環境に配慮することを基本的な考えとしています。

この考えに基づき、市民・事業者・行政が協働し環境保全活動を実践するための具体的な計画として「野州市環境基本計画」を平成 19 年 3 月に策定しました。平成 20 年

3月には、その施策やプロジェクトを推進するための組織である『環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲（愛称：エコっち・やす）」』が市民・事業者・市民活動団体等の参画の下発足しました。エコっち・やすの発足から15年が経過しましたが、現在運用中の「第2次野洲市環境基本計画（改定版）」においても、市民、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割の下で、協働して各施策に取り組む姿勢は変わらず、近年はその全ての活動が地球温暖化防止に結び付いているという使命感の下、その役割はますます重要となってきました。

地球温暖化防止に向けては、市民、事業者、行政などあらゆる主体が同じ目的を共有し、それぞれにできることを実行し、社会全体の行動変容を促す仕組みを作っていく必要があります。野洲市においては、国や県とも連携し、市民、事業者、行政が協働し「環境基本計画」の着実な進行を図ることで地球温暖化防止への対策を進めます。

(2) 野洲市の状況

ア 地域の概要

野洲市は、滋賀県の南部に位置する面積 80.15 km²のまちであり、市域には市民の暮らしと密着する恵まれた自然環境を有しています。東南部にそびえる三上山をはじめとする緑豊かな山地部、肥沃な田園の広がる平坦地、多くの生き物が共存する日本最大の湖である琵琶湖、日野川・家棟川・野洲川などの一級河川をはじめとする大小様々な川。変化に富む景観と四季それぞれの美しさは、一年を通じて市民や市内を訪れる人々の目を楽しませてくれています。

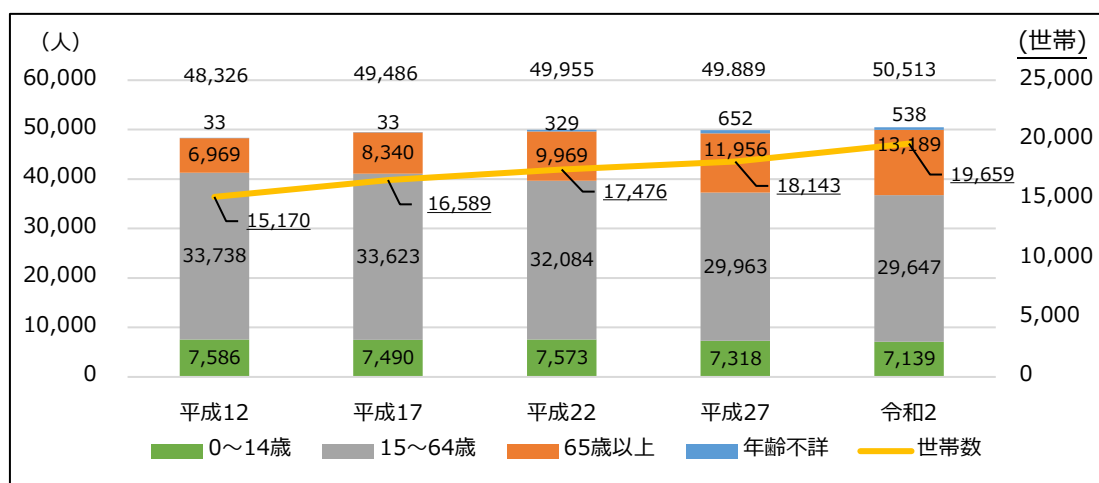
野洲市の郊外には豊かな田園地帯とともに、良好な環境の住宅地が形成されています。湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設や、御上神社や大笹原神社をはじめとする多くの文化財や歴史遺産には、市外からも多くの人々が訪れ、野洲市の観光名所となっています。

イ 人口と世帯数

野洲市の人口は、国勢調査に基づく人口をみると横ばい傾向にあり、令和2年10月1日時点の人口は50,513人です。世帯数は一貫して増加しており、令和2年10月1日時点の世帯数は19,659世帯となっています。

年齢構造をみると、平成22年以降、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。令和2年の国勢調査における野洲市の高齢化率は滋賀県と同じ26.4%¹となっています。

図1 総人口及び年齢三区分別人口、世帯数の推移



(資料) 国勢調査

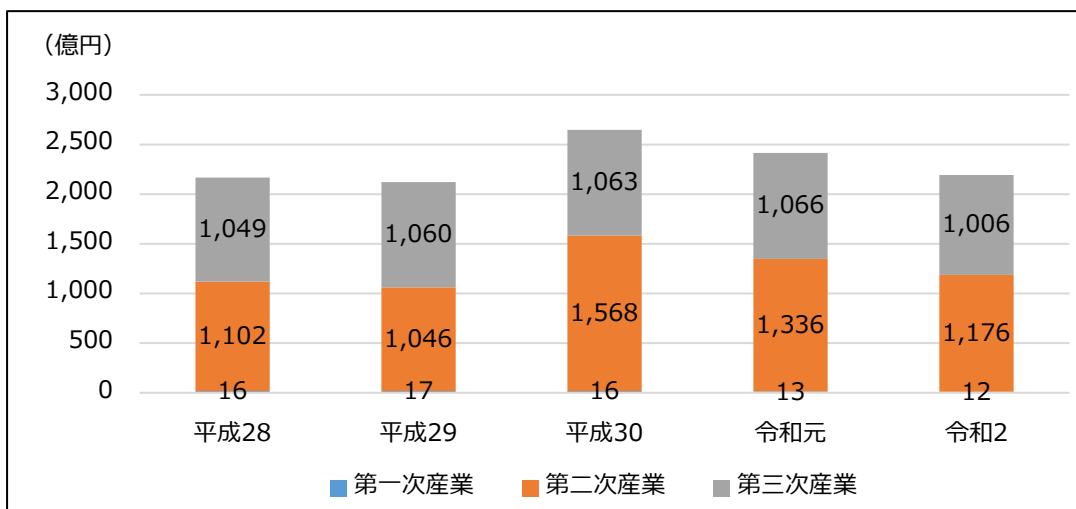
¹ 高齢化率は野洲市、滋賀県ともに「年齢不詳」を除いて算出しています。

ウ 地域の産業の動向

令和2年度の産業別総生産額（実数）をみると、野洲市において最も生産額が大きいのは第二次産業となっています。全国的には第三次産業の生産額が第二次産業の生産額を大きく上回っており、野洲市は第二次産業が盛んであるといえます。

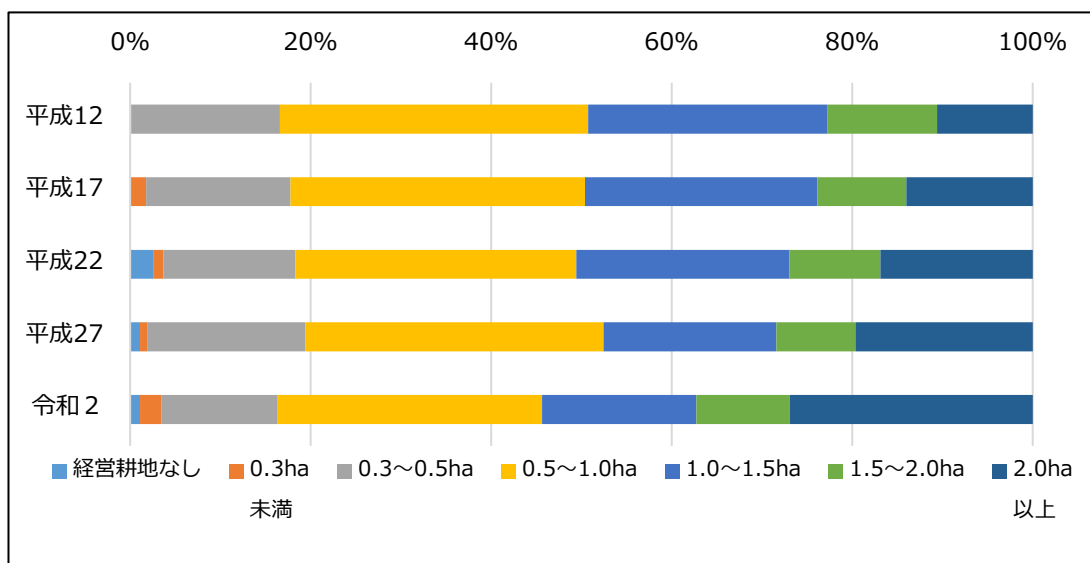
第一次産業の生産額は全体からみると少ないですが、農地は豊富で、近年は2ヘクタール以上の経営耕地面積を持つ農家の比率が高まっており、大規模農家へ農地の集積が進んでいます。

図2 産業別総生産額（実数）の推移



（資料）滋賀県市町民経済計算（滋賀県）

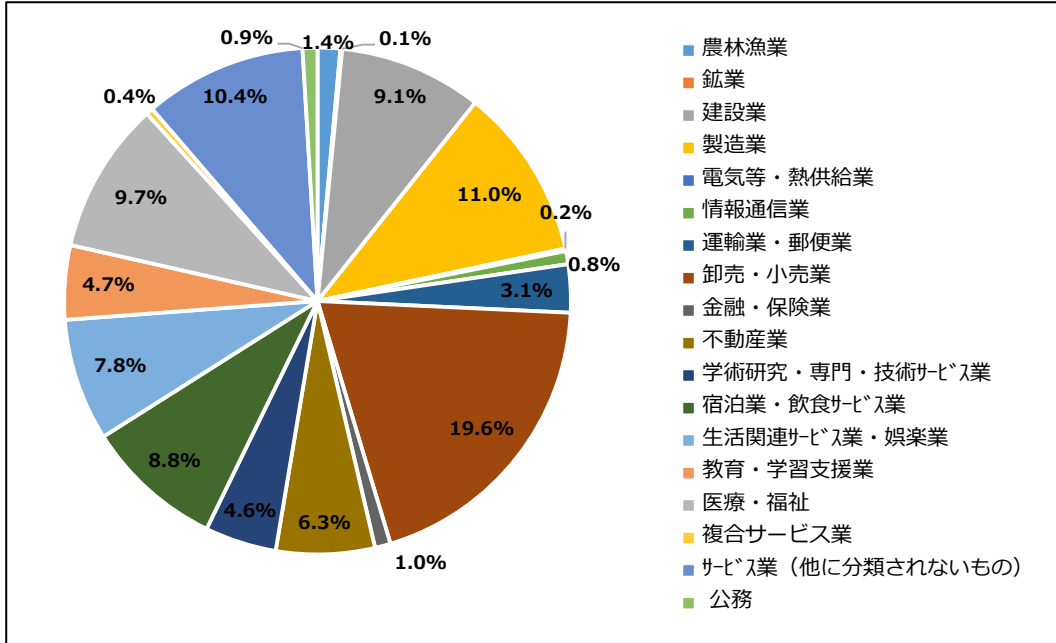
図3 経営耕地面積規模別農家（経営体）割合の推移



（資料）農林業センサス。平成12年は戸数。平成17年以降は経営体数。

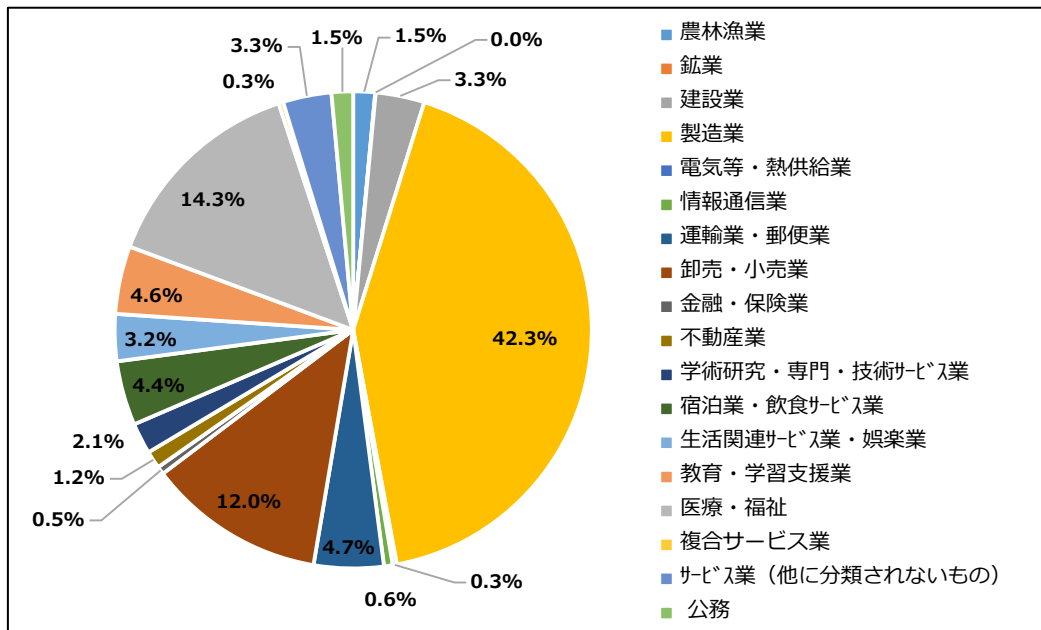
産業大分類別の事業所数を見ると、「卸売・小売業」が最も多く、次いで「製造業」となっています。一方で、従業者数では「製造業」が群を抜いて多く、市内の事業所で働く人のおよそ4割を占めています。

図4 産業大分類別の事業所数構成比



(資料) 令和3年経済センサス活動調査

図5 産業大分類別の従業者数構成比



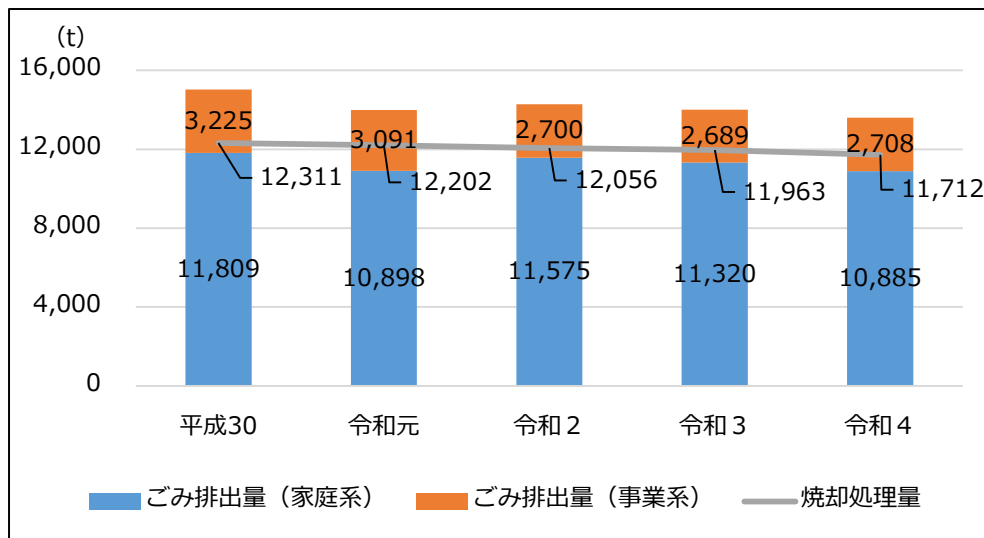
(資料) 令和3年経済センサス活動調査

エ 一般廃棄物（ごみ）の処理状況

野洲市のごみ排出量は、やや減少傾向で推移しており、令和4年度は13,593 t／年となっています。それに伴い、焼却処理量もやや減少傾向にあります。

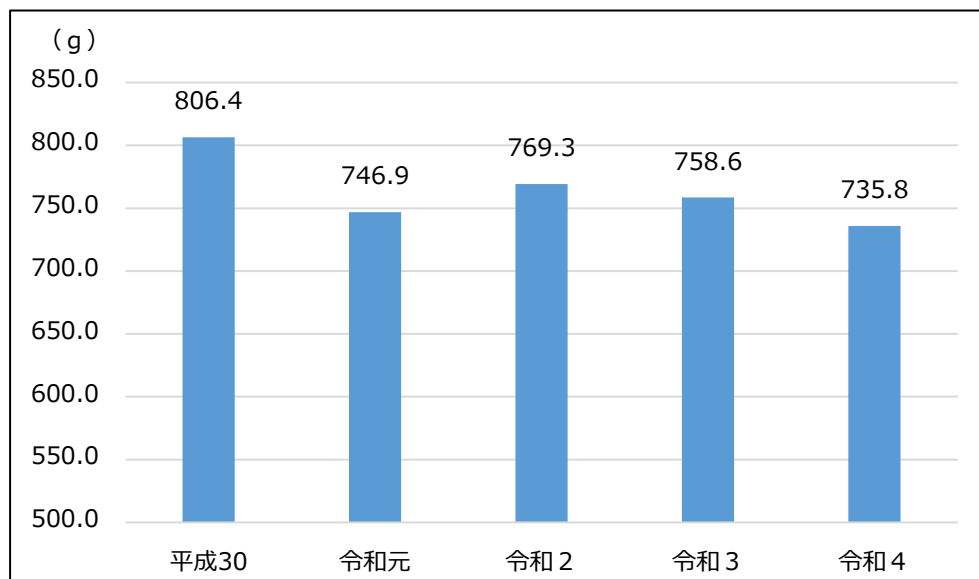
1人1日あたりごみ排出量も減少傾向で推移しており、令和4年度は735.8g／日となっています。「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における令和4年度の1人1日あたりごみ排出量の目標値は740.24 g／日であり、目標を達成しています。

図6 ごみ排出量・焼却処理量の推移



(資料) 野洲市

図7 1人1日あたりごみ排出量の推移

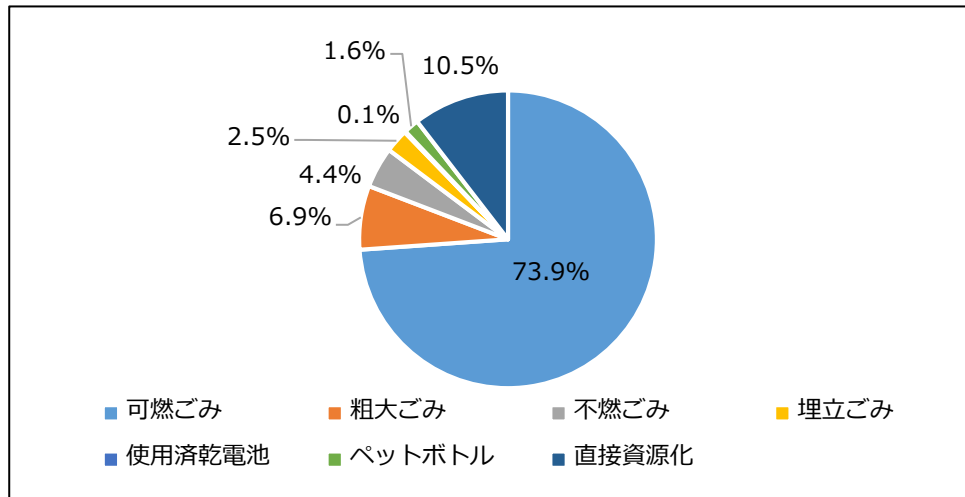


(資料) 野洲市

家庭系ごみ排出量の約4分の3を可燃ごみが占めており、その可燃ごみの種類別組成では「紙・布類」「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」「厨芥類（生ごみ）」の順に多くなっています。

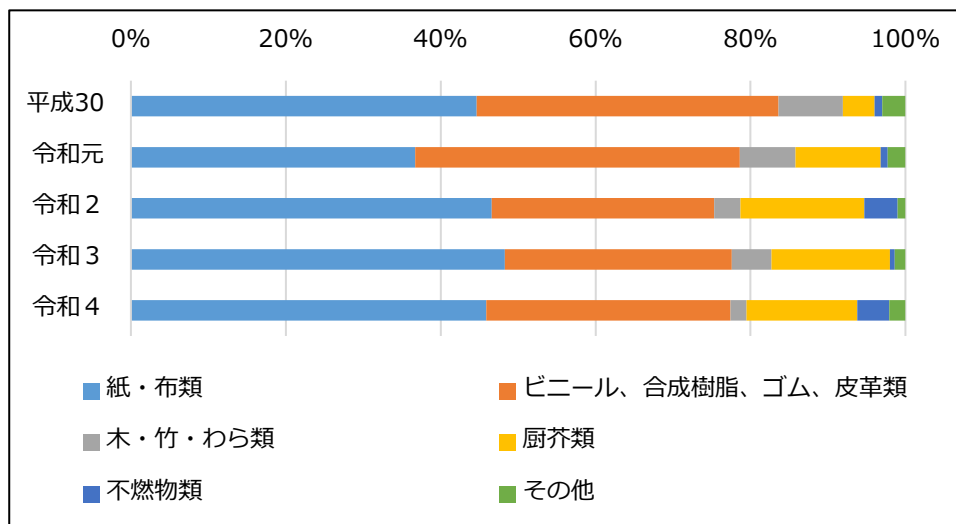
この組成調査は毎年度ごみを乾燥させた後の状態（乾ベース）で4回実施しており、グラフ上の割合はその4回の平均を示しています。

図8 家庭系ごみ排出量の内訳（令和4年度）



（資料）野洲市

図9 収集可燃ごみの組成分析結果

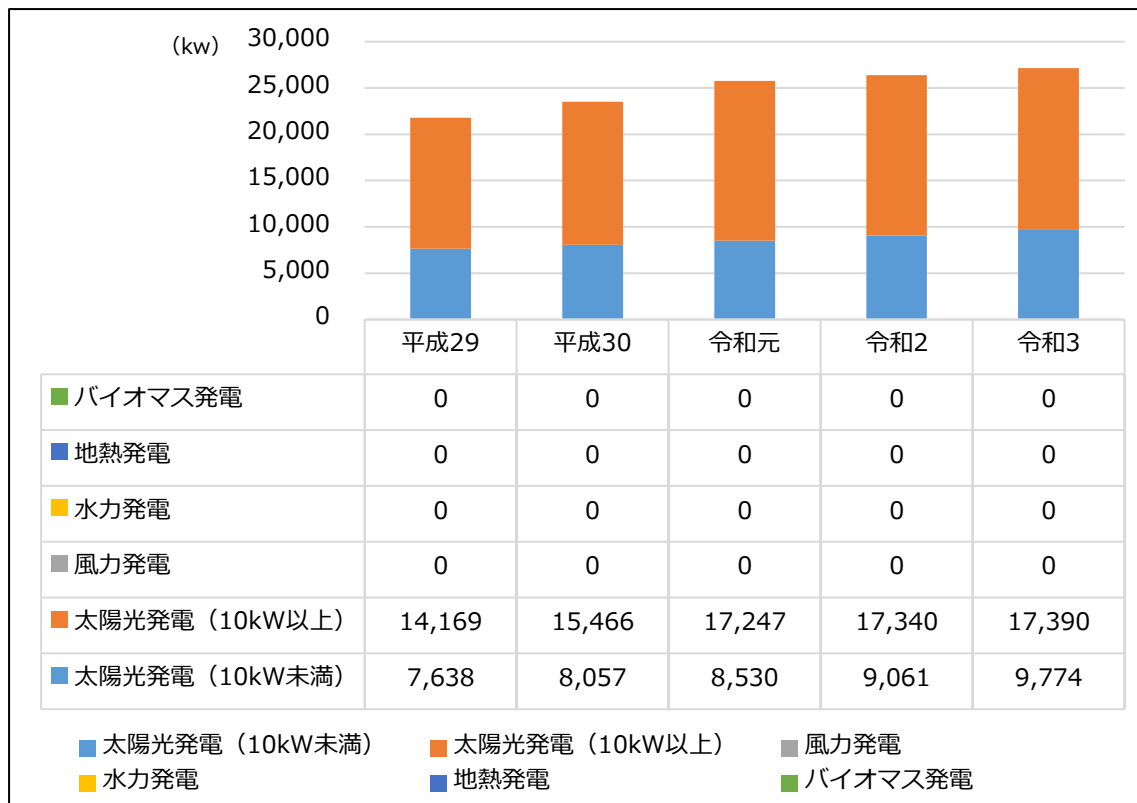


（資料）野洲市

オ 野洲市における再生可能エネルギー（電気）設備の導入状況

環境省のデータによると、野洲市で導入されている再生可能エネルギーは全て太陽光発電です²。再生可能エネルギーの導入容量は緩やかに増加しています。

図 10 再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化



（資料）環境省「自治体排出量カルテ」

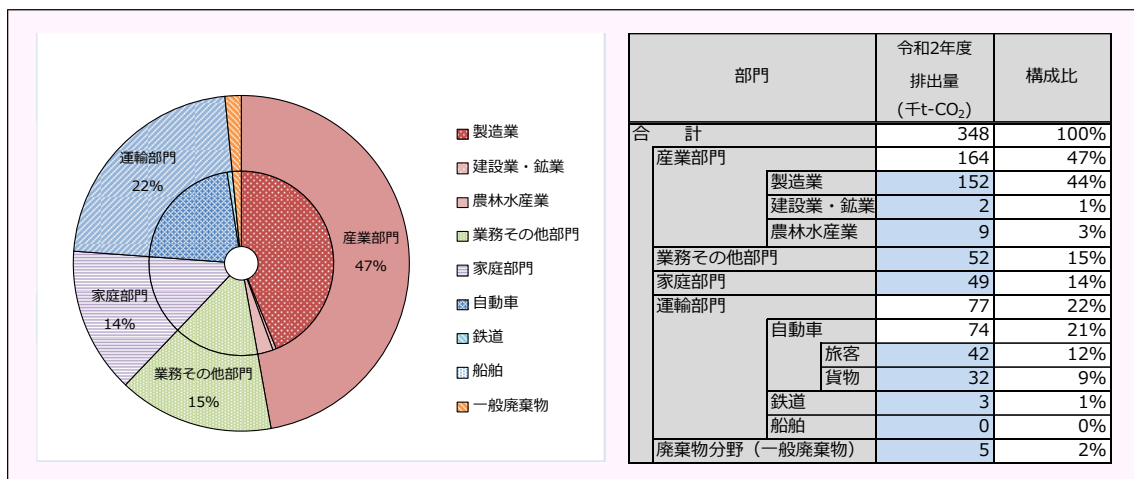
² 環境省資料での再生可能エネルギー導入容量は、FIT 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量となっています。そのため、発電した電気を自家消費で活用する設備や FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備等は含まれません。

カ 二酸化炭素の排出状況

野洲市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」により、野洲市の二酸化炭素排出量の現状把握を行います。この値は各種統計情報の按分等によって算出された推計値であり、野洲市の二酸化炭素排出量削減の取組みを進めた場合でも直接的に推計値への反映が困難な値ではありますが、最も簡単に推計が可能な手法であることから、この値を用いることとします。

「自治体排出量カルテ」によると、野洲市の令和2年度の二酸化炭素排出量は348千t-CO₂となっています。部門別の割合は「産業部門」が最も多く約半分（47%）を占め、「運輸部門（22%）」、「業務その他部門（15%）」、「家庭部門（14%）」の順となっています。産業部門の内訳では「製造業」が最も多く、その大部分を占めています。

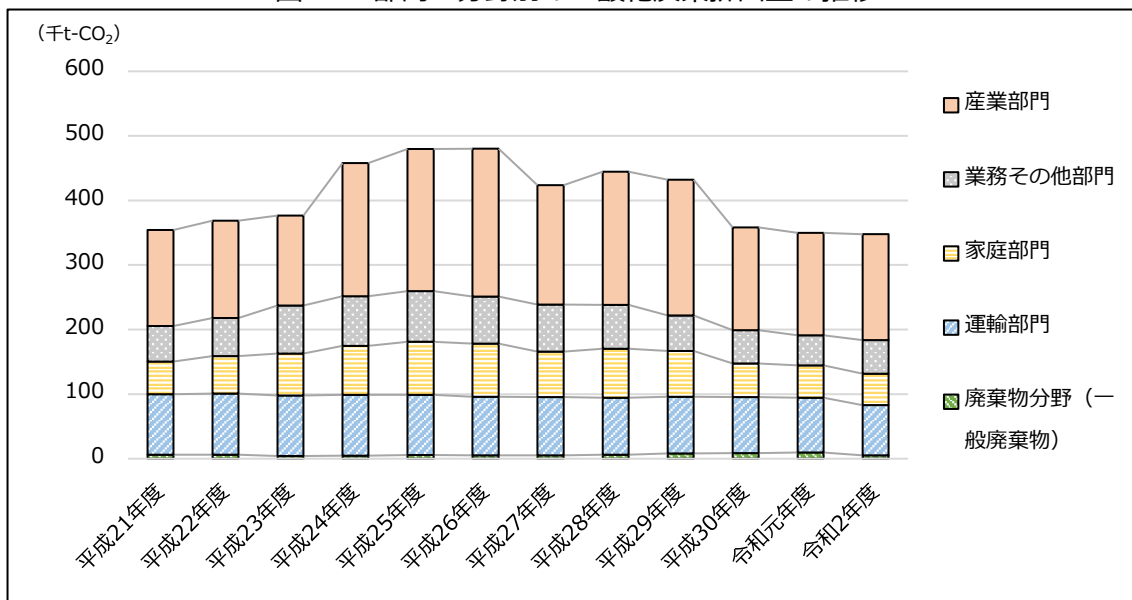
図 11 部門・分野別二酸化炭素排出量（令和2年度）



（資料）環境省「自治体排出量カルテ」

二酸化炭素排出量の推移を見ると、最も多かったのは平成 25 年度、平成 26 年度であり、平成 28 年度以降は年々減少する傾向にあります。

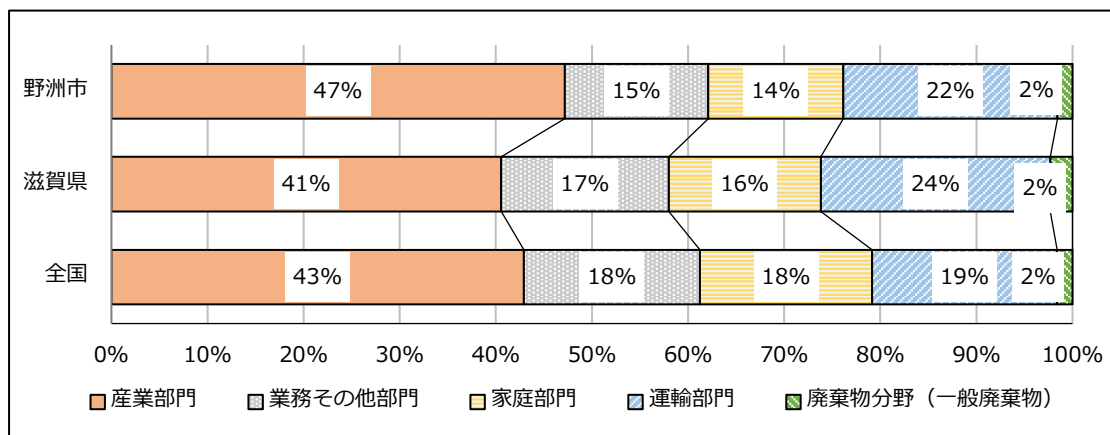
図 12 部門・分野別の二酸化炭素排出量の推移



(資料) 環境省「自治体排出量カルテ」

令和 2 年度の二酸化炭素排出量の部門別構成比を滋賀県平均及び全国平均と比較すると、野洲市では産業部門の排出量の割合が高くなっています。運輸部門の排出量も、滋賀県平均よりは低いものの、全国平均と比較すると高い割合となっています。

図 13 部門・分野別構成比の比較 (滋賀県平均及び全国平均) (令和 2 年度)



(資料) 環境省「自治体排出量カルテ」

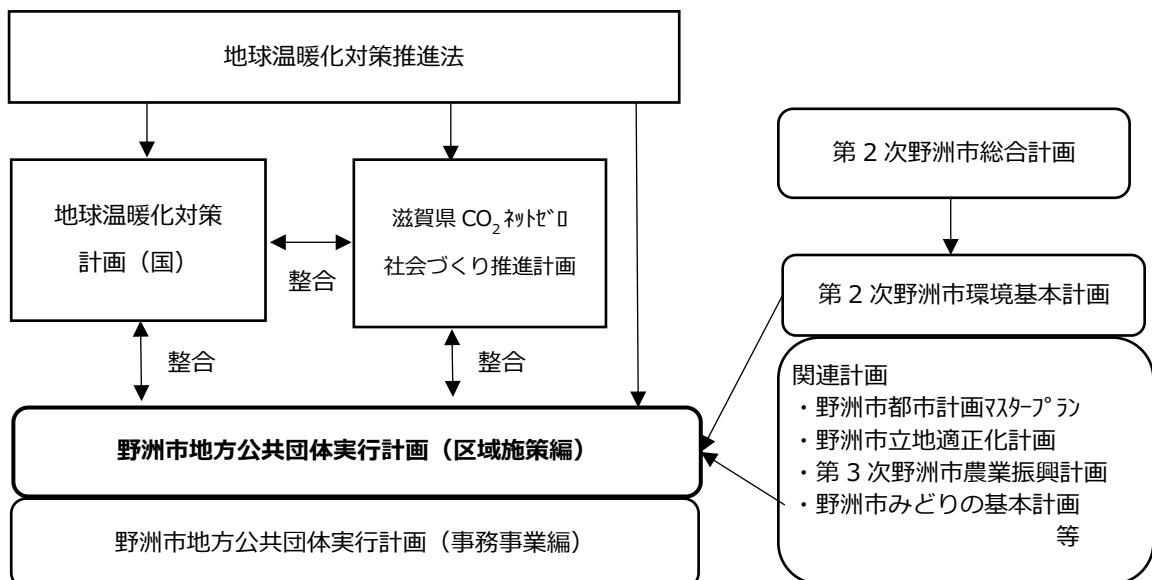
2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

脱炭素社会の実現のためには、環境・エネルギー分野だけでなく、農業、交通、都市計画等、他の様々な分野の施策を分野横断的に進めることが必要です。このことから、本計画では「第 2 次野洲市環境基本計画」に位置付けられた関係する施策及び野洲市の他分野の行政計画に位置づけられた関係する施策について、脱炭素の視点で整理を行います。

図 14 「野洲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の位置づけ



(2) 計画期間

本計画は、令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間を計画期間としますが、令和 9 年度から開始予定の「第 3 次野洲市環境基本計画」策定時に両計画を統合し、より一体的に推進していく計画とします。

(3) 計画の目標

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとし、計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画を踏まえて次のとおり設定します。

2030 年度において、2013 年度比 **46%削減**する

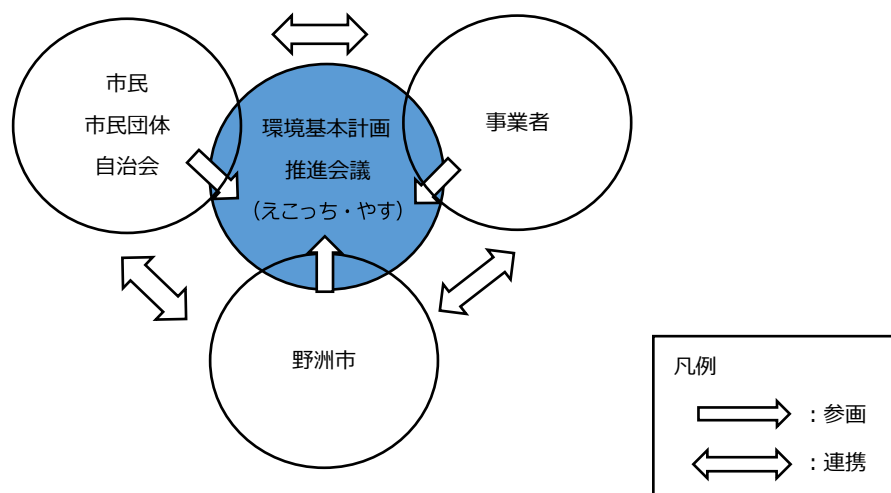
(2013 年度) 480 千 t -CO₂ ⇒ (2030 年度) 259 千 t -CO₂

二酸化炭素排出量の推計値は、前述したとおり「自治体排出量カルテ」から算出しており、この手法では、野洲市の二酸化炭素排出量削減の取組みの効果が推計値には直接反映されにくいことから、二酸化炭素排出量の目標値以外に取組みごとの目標値を定めることとします。この目標値は他の行政計画に位置づけられた関係施策の目標値から抜粋することとし、他分野の施策も地球温暖化対策の視点から評価を行うことを基本的な考えとします。なお、最新値が既に目標値を達成しているものもありますが、新たな目標値の設定は現時点では行わず次の計画改定の際に見直すこととします。また、目標値の基となる他の行政計画が改定された際には、本計画の目標値についても合わせて見直すこととします。

(4) 推進体制

本計画の推進にあたっては、「野洲市環境基本計画」の推進体制と同様に、市民、市民団体、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで連携を図り、協働によって取り組みます。

図 15 協働による計画の推進体制



3. 二酸化炭素排出量削減のための取組み

(1) 基本方針

二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に取り組むため、以下の4つの基本方針を定めます。

基本方針1 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光や水、風、森林資源等による再生可能エネルギーは、環境にやさしく、枯渇することのない持続可能なエネルギーです。日本はエネルギー資源を海外からの輸入に頼っており、再生可能エネルギーの導入は地球温暖化の防止だけでなく、エネルギーの自給率を上げ、地域内経済循環を進めることにもつながります。自家消費型太陽光発電は、災害時には独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

市民、事業者等への普及啓発を行い、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に取り組めます。

基本方針2 市民・事業者による二酸化炭素排出量削減活動の促進

地球温暖化対策を進めるためには、あらゆる世代が、あらゆる場面においてできることを実践し、市民・事業者が一丸となって取り組む必要があります。世代やライフスタイル等に応じ、市民に分かりやすい形で地球温暖化の現状やできる取組みを発信し、地球温暖化に対する市民の理解の促進と意識変革を図ることで、自発的な地球温暖化対策の実践につながります。

また、事業者についても、事業活動における二酸化炭素の排出削減に向け、できることから取組みを進められるよう、情報提供や啓発を行います。

野洲市においても自らの排出する二酸化炭素の削減に率先して取り組み、市民・事業者の模範となることを目指します。

基本方針3 地域環境の整備

環境負荷を抑えた持続可能な地域づくりのためには、今後予想される人口減少や超高齢社会の進行等も踏まえ、社会システムや地域の構造を脱炭素に変えていく視点が必要です。公共交通機関の利用促進や都市機能の集約、道路環境の整備などによる省エネルギー型のまちづくりに持続的に取り組めます。また、脱炭素社会の実現のためには、大気中の二酸化炭素の吸収も重要となるため、森林や農地の適切な管理や保全、まちなかの緑化推進等

り組みます。

基本方針4 循環型社会の形成

廃棄物の減量は、焼却処理による二酸化炭素排出量の削減につながります。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促します。市民・事業者それぞれができる取組みの情報提供と啓発を行い、廃棄物の削減と資源化の促進に取り組みます。

(2) 具体的な取組み

基本方針1 再生可能エネルギーの導入促進

1 太陽光発電設備の導入促進

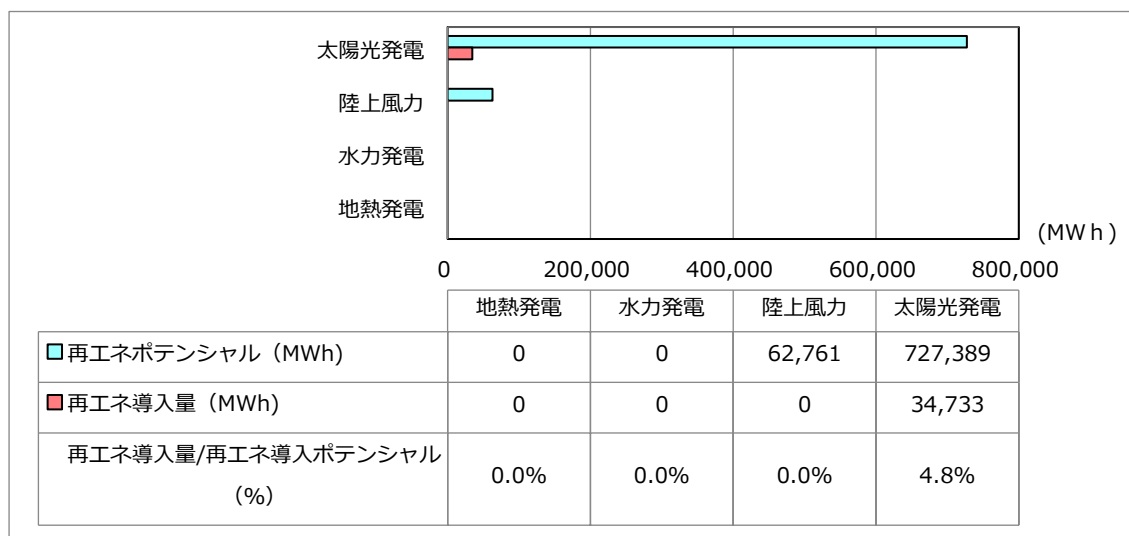
環境省作成の「自治体排出量カルテ」には、地域ごとの再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが掲載されています。再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは、再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。これによると、野洲市で利用可能な再生可能エネルギーとしては太陽光発電と風力があり、特に太陽光発電にはまだ導入の余地が多くあることが示されています。

太陽光発電設備の導入は事業者にとって、二酸化炭素の排出量削減やエネルギー自給率の向上、非常時のエネルギー確保につながる他、脱炭素経営に取り組む姿勢を示すというメリットもあります。家庭においては、電気料金の節約や売電収入などの経済的メリットの他、省エネルギー意識が高まる効果も期待できます。

太陽光発電の導入には費用が必要となりますが、近年は事業者・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を「PPA (Power Purchase Agreement) 事業者」が借り、発電設備を設置する「PPA モデル」と呼ばれる導入方法もあります。

市民、事業者双方に導入に関する有用性や、国や県等の支援情報を提供することで、太陽光発電設備の導入を促進します。

図 16 野洲市の再エネポテンシャルと再エネ導入量 (電力)



(資料) 環境省「自治体排出量カルテ」

また、野洲市ではごみの焼却に伴う熱エネルギーを余熱利用施設に供給し、焼却熱の有効利用を行っており、今後もエネルギーの有効利用に努めます。また、公共施設の規模や用途を考慮しつつ、省エネルギー型・脱炭素型機器の選定や、太陽光、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入を検討します。

▶ **指標**

指標	現状値	目標値	計画 (目標年度)
市域の電気使用量に対する、市域での再生可能エネルギー設備による発電電力量の割合	7.8%	36～38%	野洲市環境基本計画 (令和 12 年度)

▶ **関連する主な市の計画**

- 野洲市環境基本計画
- 野洲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

基本方針 2 市民・事業者による二酸化炭素排出量削減活動の促進

1 市民、事業者等の省エネルギー行動の促進

国では、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。生活を豊かにしながら、より快適・健康で、二酸化炭素削減にも寄与する新しい暮らしを実現するため、脱炭素につながる新しい製品・サービスの提案や、多様で快適な働き方・暮らし方の提案、また呼びかけに留まらず具体的なアクション・選択肢の提示等を行っています。

野洲市においても、国や県と連携しながら、市民が地球温暖化問題の自分ごと化を図り、ライフスタイルの脱炭素化を促進できるよう、具体的な取組みの提案や、その効果についての啓発を行い、市民の行動変容を後押しします。

2 住宅、事業所等への省エネルギー設備の導入促進

家庭や事業所における二酸化炭素排出量削減のためには、LED 照明や高効率の給湯システム、省エネ家電の導入や、高性能断熱材などによる建物の断熱化などが効果的です。

国・県等の支援情報や設備導入による効果等についての情報提供を行い、住宅や事業所等

への省エネルギー設備の導入を促進します。

また、環境への負荷の少ない次世代自動車の導入促進やエコドライブの普及啓発を行い、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減にも取り組みます。

3 市の率直的な取り組み推進

野洲市が行う全ての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを抑制するため「野洲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成 19 年に策定し、以後温室効果ガスを抑制する取組を推進してきました。この計画に定める資料のペーパーレス化や行政手続きのオンライン化など二酸化炭素排出量削減のために取組を行い、事務及び事業における環境負荷の低減を進めます。

4 環境学習の推進

地球温暖化対策には、一人ひとりが日々の生活の中でできる取組を進めることが非常に重要であり、その推進のためには、地球温暖化について関心を持てるような機会を身近に多く提供し、正しい知識を普及啓発すること、そして実際の行動につなげていけるよう繰り返し学習を深めることが不可欠です。

様々な年代や組織で環境学習を推進できるよう、メニューづくりや情報提供、その他必要な支援を行います。

▶ 指標

指標	現状値	目標値	計画 (目標年度)
公共施設における二酸化炭素排出量	6,439,651 kg	5,734,083 kg	野洲市地球温暖化対策実行 計画（事務事業編） （令和 9 年度）
電子化した行政手続き数	107 件	50 件	野洲市総合計画 （令和 7 年度）
環境学習出前講座等実施回数	8 回	17 回	野洲市環境基本計画 （令和 8 年度）

▶関連する主な市の計画

- 野洲市環境基本計画
- 野洲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 野洲市総合計画

基本方針3 地域環境の整備

1 環境負荷の低い移動手段への転換促進

野洲市はJR東海道本線（琵琶湖線）が京阪神方面や県内外の各地域を結んでおり、鉄道の交通利便性は高くなっています。一方、民間バス路線においては利用者の減少や運転手不足等により撤退や減便が発生しています。市のコミュニティバスは公共交通空白地を補完する形で運行していますが、市民の利便性の向上のためコミュニティバスの路線や時刻の見直し等を適宜行うとともに、市民の移動手段として公共交通が選択されるよう、市民の意識の向上にも取り組みます。

また、自転車や徒歩はより環境にやさしく、健康の増進にも寄与する移動方法であり、レクリエーションの側面もあります。自転車や徒歩で移動しやすい道路の整備や、健康やスポーツ・レクリエーションの側面からのアプローチ等も行い、自転車や徒歩での移動が市民にとって身近な選択肢となるよう啓発を行います。

2 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進

野洲市では少子高齢化・人口減少の中にあっても持続可能な都市づくりを計画的に進めるため、都市機能や居住空間がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を図っています。

この「多極ネットワーク型コンパクトシティ」では、医療・福祉・商業などの生活に必要な施設が集まって立地し、自動車に依存せず徒歩や公共交通機関で移動ができるため、二酸化炭素排出量の削減も期待されます。その他、市民の利便性の向上や地域経済の活性化、外出機会の増加による健康増進等の効果も期待されており、緩やかに都市機能を誘導する取り組みを進めます。

また、誰もが公共交通機関を利用しやすいよう、駅周辺やコミュニティバス、バス停等のバリアフリー化を進めます。

3 二酸化炭素吸収源としての地域自然の活用促進

野洲市は山林やのどかな田園風景などの自然環境に恵まれたまちです。このかけがえのない緑は二酸化炭素の吸収源でもあり、地球温暖化防止のためにも非常に重要な資源となっています。これらの緑の保全と適切な維持管理、農業及び林業の振興に市民や事業者とともに取り組みます。

また、身近な公園の緑は、市民にとって憩いや遊びの場としても重要であり、生物の生息空間としても重要な役割を担っています。公園の新規整備や適正配置に取り組み、市民にとって身近なまちなかに、緑のあるまちづくりを行います。

▶指標

指標	現状値	目標値	計画 (目標年度)
JR 野洲駅乗降客数	24,256 人	31,000 人	野洲市総合計画 (令和 7 年度)
コミュニティバス年間利用者数	65,115 人	58,000 人	野洲市総合計画 (令和 7 年度)
市民一人当たりの都市公園面積	8.2 m ² /人	約 10 m ² /人	野洲しみどりの 基本計画 (令和 12 年度)
河辺林保全活動参加者数 (のべ)	462 人	404 人	野洲市環境基本計画 (令和 8 年度)
里山保全活動参加者数 (のべ)	371 人	346 人	野洲市環境基本計画 (令和 8 年度)

▶関連する主な市の計画

- 野洲市環境基本計画
- 野洲市立地適正化計画
- 野洲しみどりの基本計画
- 野洲市農業振興計画
- 野洲市総合計画

基本方針 4 循環型社会の形成

1 家庭ごみの減量化・資源化の促進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、二酸化炭素排出量の削減に直結します。特にまだ可燃ごみの中に多く含まれている雑がみ類や食品ロスの削減に重点的に取り組み、可燃ごみの減量化に努めます。また、廃食油や古布類等、資源ごみの回収を促進するため、適正な分別の推進や啓発に取り組みます。

取組みにあたっては、民間事業者の活用及び連携を図ることにより、効果的・効率的に3Rを推進します。

2 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

事業系一般廃棄物については、多量排出者への指導を行っており、各事業者が廃棄物の減量化や資源化に取り組むよう、指導を継続して行います。また、厨芥類の堆肥化等、独自の資源化の取組みを実施している事業者も増えており、先進的な取組みを他事業者へ紹介し、横展開を図ることで、事業系一般廃棄物の削減と資源化に取り組めます。

▶ 指標

指標	現状値	目標値	計画 (目標年度)
1人あたりの一般廃棄物の排出量	735.9g/ 人・日	719.58g/ 人・日	野洲市一般廃棄物 処理基本計画 (令和10年度)
リユースステーション利用者数	245人	121人	野洲市環境基本計画 (令和8年度)

▶ 関連する主な市の計画

- 野洲市環境基本計画
- 野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

野州市地球温暖化対策実行計画と他の野州市の行政計画との対応

野州市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の体系		対応する野州市の行政計画に掲げられた施策	
		施策内容	計画名
基本方針1：再生可能エネルギーの導入促進			
①	太陽光発電設備の導入促進	再生可能エネルギーの導入推進（国・県・市の施策情報の発信）	環境基本計画
基本方針2：市民・事業者による二酸化炭素排出量削減活動の促進			
①	市民、事業者等の省エネルギー行動の促進	省エネ化の推進（節電の呼びかけ、COOL CHOICEの普及）	環境基本計画
②	住宅、事業所等への省エネルギー設備の導入促進	二酸化炭素排出削減の推進（次世代型自動車やエコドライブ普及啓発）	環境基本計画
③	市の率直的な取組み推進	エネルギーの有効利用（余熱利用施設への熱供給）	環境基本計画
		地球温暖化対策に関する連携の場づくり（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を活用した全庁的な取組）	環境基本計画 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
④	環境学習の推進	地球温暖化対策に関する連携の場づくり（イベント学習会）	環境基本計画
		学習機会の拡大	環境基本計画
		エコスクールの推進	環境基本計画
		地域での環境学習の充実	環境基本計画
		地域等での環境学習の支援（人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の発信）	環境基本計画
基本方針3：地域環境の整備			
①	環境負荷の低い移動手段への転換促進	二酸化炭素排出削減の推進（徒歩・自転車・公共交通機関の利用啓発、快適な道路整備）	環境基本計画
		公共交通の利用促進（コミュニティバスの位置情報アプリの運用により利用者の利便性向上）	立地適正化計画
		拠点地区内での歩行・回遊環境の整備（歩道整備の推進）	立地適正化計画
②	多極ネットワーク型コンパクトシティの推進	公共交通ネットワークの充実（コミュニティバスの利用促進に向けた取り組み、駅・駅周辺・バス・バス停等のバリアフリー化の促進）	立地適正化計画
③	二酸化炭素吸収源としての地域自然の活用促進	公園整備・維持管理（公園の緑地保全と新たな緑地の創出）	環境基本計画
		緑化推進（公共施設の緑地保全、緑の創出）	環境基本計画
		里山の保全（樹木等の保全と里山の整備推進）	環境基本計画
		二酸化炭素吸収源の対策の促進（農業及び林業の振興促進、適切な森林整備、木材利用促進のための普及啓発）	環境基本計画
		環境に配慮したこだわり農業の推進	農業振興計画
		かけがえのないみどりを守るための施策（里山、琵琶湖や琵琶湖畔、農地等）	みどりの基本計画
		活力と交流を生むみどりを増やすための施策（維持管理、新規都市公園の整備）	みどりの基本計画
公共施設の緑化、道路の緑化、事業所緑化、等	みどりの基本計画		
基本方針4：循環型社会の形成			
①	家庭ごみの減量化・資源化の促進	3Rの普及促進（マイバック持参や粗大ごみの再使用推進、廃食油回収、コンポスト普及）	環境基本計画
		食品ロス対策（フードドライブ、フードエコ推奨店の公開）	環境基本計画
②	事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進	ごみの分別の徹底	環境基本計画

(3) 重点プロジェクト

本計画を具体的に推進していくにあたり、重点プロジェクトを位置づけます。

4つの基本方針を踏まえ、まずは「市民が自分事として活動に参加しやすいこと」「具体的な行動変容につながるものであること」を基本的な考え方とし、推進することとします。

1. 可燃ごみを減らそうプロジェクト

野洲市の可燃ごみにおける令和4年度の種別組成調査は、「紙・布類」「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」「厨芥類」の順となっていますが、これはごみを乾燥した後の状態での調査であり、実際の重量（湿重量）では「厨芥類」「紙・布類」が割合の多くを占めています。この割合の多くを占める「厨芥類」と「紙・布類」の減量に重点的に取り組みます。

この可燃ごみの減量はどこの家庭でも取り組める活動であり、結果や効果が目に見えて表れやすい活動です。この家庭で日常的にできるごみ減量への取り組みから、水問題・自然環境問題等、別の環境問題にも意識が向き、更なる環境行動にもつながっていく効果が期待できます。家庭において日常的に環境を意識した行動を送ることで、環境行動が習慣化・定着化した市民を増やし、一人ひとりが自ずと環境に配慮しながら暮らすまちを目指します。

①食品ロスの削減促進

日本で発生する食品ロスは、令和3年度で年間約523万tと推計されています。家庭から出る家庭系食品ロスは約244万t（約46.7%）、食品関連事業者から出る事業系食品ロスは約279万t（約53.3%）であり、ほぼ半々の割合となっています。食品ロスを削減することは、焼却ごみの抑制ひいては二酸化炭素排出量の抑制につながります。

家庭系食品ロスの削減に対しては、まずは家庭での買いすぎ・作りすぎを止めることや賞味期限間近な食品から使うことなどを意識して生活することで削減ができます。このような食品ロス削減のために一人ひとりが意識してできることについて市民への啓発活動を推進します。事業系食品ロスについては、「手前どり」の促進や賞味期限間近の食品の値引き、持ち帰り用容器の利用等、事業者との連携による食品ロス削減活動を推進し、また、消費者である市民にもその活動への理解と協力を推進することにより、削減に取り組みます。

どうしても使い切れない食品については、フードドライブを実施し、有効利用に努めます。これまでフードドライブは年数回取り組みを実施してきましたが、常設でフードドライブ窓口を設置し、より効果的・効率的な食品ロスの削減に取り組みます。

表3 食品ロス削減のために一人ひとりができること（例）

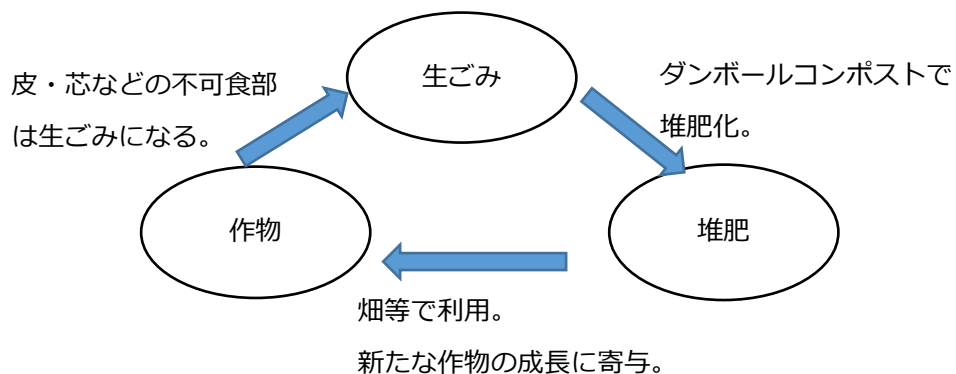
買い物のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物前に食材の在庫を確認する ・ 食べきれないほど食材を買いすぎない ・ すぐ食べる商品は賞味期限や消費期限の短い手前の商品から購入する
調理のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食べられる分だけ作る ・ 余った食材は使い切りレシピ等を検索して使い切る ・ 野菜の皮等過剰に取り除きすぎない
保存のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷みにくい保存方法を検討する ・ メモを貼る、冷蔵庫内の配置を工夫するなど、保存していた食品を忘れないよう注意する ・ どうしても使いきれない食材はフードドライブを利用する
外食のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食べきれる量を注文する ・ 食べきれない場合はお店の人の話をしっかり聞き、持ち帰り可能ならば持ち帰る

②ダンボールコンポストの普及促進

ダンボールコンポストは、電気を使わないため場所を選ばず、導入にかかる費用が比較的安く、誰でも生ごみの堆肥化に簡単に取り組むことができる方法です。ダンボール 1 箱を置けるスペースさえあれば、集合住宅でもベランダでも始めることができます。できた肥料は家庭菜園で使うことができ、また地元農家に引きとってもらうことも可能であることから、生ごみを廃棄せず資源化し循環させることができる仕組みです。目に見えて生ごみが減ることで、更なるごみ減量に意欲がわき、ごみの分別の徹底や、リデュース・リサイクル等にも各家庭で積極的に取り組みが広がる相乗効果も期待できます。

ダンボールコンポストの普及促進のため、講習会の開催やコンポスト購入への支援等を行います。

図 17 ダンボールコンポストによる資源循環



③雑がみ等の分別の徹底

可燃ごみの組成分析結果の約5割を占める「紙・布類」についても、まだ「雑がみ」として分別し資源化することが可能である紙類が多く捨てられていることから、この「雑がみ」の分別収集を進めることで可燃ごみを削減します。雑がみとして分別収集できるもの・できないものについて、正しい知識の啓発を出前講座や広報・SNS等を通じて行い、雑がみの分別と資源化を推進します。事業所に対しても、雑がみの分別と資源化についての指導を重点的に行います。

表4 雑紙として分別できるもの・できないもの

雑紙として分別できるもの	雑紙として分別できないもの
<ul style="list-style-type: none">・食品・菓子やティッシュなどの紙箱・紙製のはがき・封筒・名刺・トイレットペーパーの芯・カレンダー・封筒・包装紙・紙袋・洋服の台紙・紙製の洋服タグ・メモ用紙・コピー用紙・紙製のファイル	<ul style="list-style-type: none">・防水加工された紙（紙コップ、カップ麺やヨーグルトの容器など）・水に溶けない紙（写真、圧着はがき、シール、金・銀紙、ビニール加工された紙など）・複写用紙（カーボン紙、宅配便の複写伝票など）・感熱紙（レシートなど）・合成紙（キャラメル包装紙、クッキングシートなど）・強いにおいがついた紙（洗剤・線香・化粧品などの箱など）・食品や油で汚れた紙（ピザやケーキの箱など）

2. 環境学習推進プロジェクト

地球温暖化問題の解決には、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、課題の解決に向けてできる取組みを実施することが不可欠です。そのためには、地球温暖化の現状や一人ひとりの暮らしと環境との関わりについて正しい知識を持ち、自分たちができる取組みについて学び、実践に結び付ける学習の機会が必要です。あらゆる世代で環境に関する意識を高められるよう、さまざまな環境学習のメニューを準備し、学習機会の提供を行います。

子どものうちに定着した環境意識や環境に配慮した行動様式は、大人になっても継続することが期待されることから、学校や子ども会等への環境学習を積極的に推進します。

また、野洲市の環境問題の現状や地域資源について考えるワークショップや、具体的な企画立案までを視野に入れた学習会など、実践に結び付くような学習機会を提供します。

環境学習の推進は、参加者が固定化・高齢化してきている野洲市の環境活動への新たな参加者の増加や活動の拡大も期待できます。誰もができることから無理なく活動に参加し、学び、その効果や意義を実感することで、楽しくやりがいを感じながら活動が継続できるよう、環境団体と連携し、意識的に取組みを展開します。

また、事業者においても CSR の観点から積極的に工場見学や出前講座等を進めておられる事業者があり、事業者と連携した環境学習の推進を行います。

表5 環境学習の例

実施者	学習メニュー例
市民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑がみ分別講座 ・ 食品ロス啓発講座
滋賀県地球温暖化防止活動推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ体操 ・ お買い物ゲーム ・ 生きているびわ湖 ・ 気候変動から考える SDG s
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場見学 ・ エコクッキング ・ 気候変動カードゲーム

3. エコ・アクション・ポイントプロジェクト

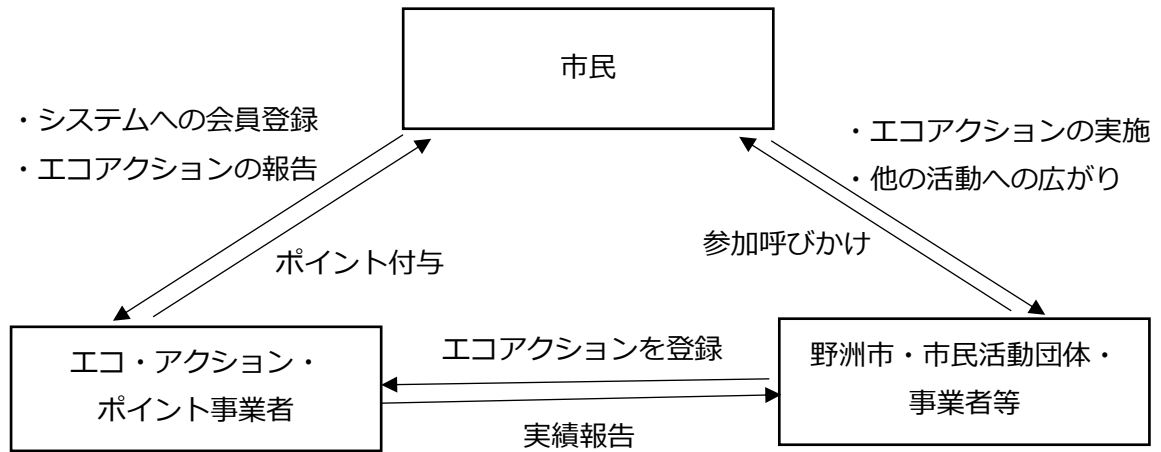
エコ・アクション・ポイントは、消費者等による環境配慮型商品の購入、環境配慮型サービスの利用、その他の環境配慮行動等のエコアクションに対して、ポイントという経済的な動機付け（インセンティブ）を付与することにより、積極的なエコアクションを促す仕組みであり、環境省が推進しているプログラムです。このプログラムには①消費者や事業者等によるエコアクションの普及拡大、②温室効果ガスの大幅削減を始めとした国の環境目標の達成への貢献、③環境（＝地球が喜ぶ）と経済（＝ポイントがたまる）が両立（＝Win-Win）する社会の実現という3つの目的があります。このエコ・アクション・ポイントを活用し、市民一人ひとりの環境活動の推進と定着化及び行動変容の促進を図ります

このエコ・アクション・ポイントに、様々な環境行動をメニュー化し明示することで、多分野にまたがる環境行動を地球温暖化対策という一つの目的の下に見える化し、一つ一つの小さな取組みにも意義があり効果があることを市民に意識付け、さらなる取組みの推進につなげます。

また、本プロジェクトは市民の環境行動へのインセンティブとなるだけでなく、市民活動団体や事業者等がポイントメニューの一つとして参加することで、市民活動の新たな担い

手づくりや事業者が行う環境活動の広報・啓発を推進することも可能です。参加する市民、市民活動団体、事業者等にとっても、地球環境にとっても Win-Win となる取組みとなり、活動が広がるよう、地域と連携して取組みを進めます。

図 18 エコ・アクション・ポイントのイメージ図



(4) 計画の進捗管理

進捗管理については、「PDCA サイクル」(Plan (計画) →Do (実行) →Check (点検・評価) →Action (見直し・改善)) を基に、事業の実施状況や指標の進捗状況について評価・検証を行い、評価結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、見直し・改善を行います。なお、指標に関しては、前述したとおり、他の行政計画の改定に合わせて適宜見直しを行います。計画の進捗状況は、毎年市民に分かりやすい形で公表します。

図 17 PDCA サイクルによる進行管理

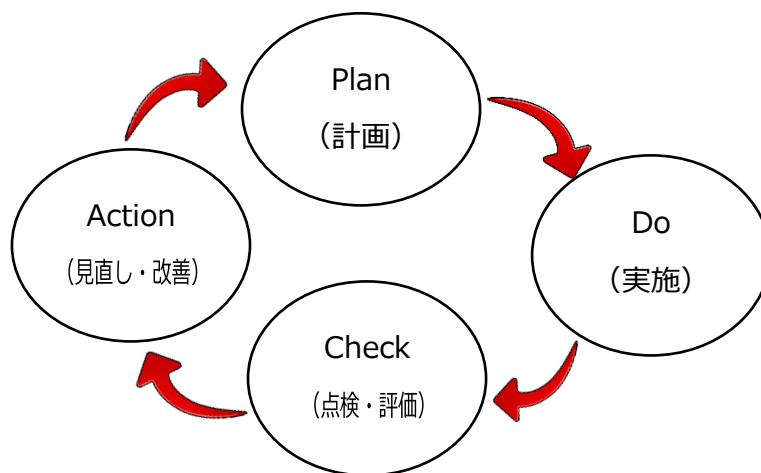


表 3 進捗管理に用いる指標一覧

基本方針	施策	指標	現状値	目標値
1	再生可能エネルギーの導入促進	市域の電気使用量に対する、市域での再生可能エネルギー設備による発電電力量の割合	7.8%	36~38%
2	市民・事業者による二酸化炭素排出量削減活動の促進	公共施設における二酸化炭素排出量	6,439,651 kg	5,734,083 kg
		電子化した行政手続き数 (※)	107 件	50 件
		環境学習出前講座等実施回数	8 回	17 回
3	地域環境の整備	JR 野洲駅乗降客数	24,256 人	31,000 人
		コミュニティバス年間利用者数 (※)	65,115 人	58,000 人
		市民一人当たりの都市公園面積	8.2 m ² /人	約 10 m ² /人
		河辺林保全活動参加者数 (のべ) (※)	462 人	404 人
		里山保全活動参加者数 (のべ) (※)	371 人	346 人
4	循環型社会の形成	1 人あたりの一般廃棄物の排出量	735.9 g/人・日	719.58 g/人・日
		リユースステーション利用者数 (※)	245 人	121 人

※現状値が目標値を既に達成しているもの

用語解説

英字・数字

➤ 3R

Reduce（リデュース／発生抑制）、Reuse（リユース／再利用）、Recycle（リサイクル／再資源化）の3つのRの総称で、循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったものです。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。

➤ CSR

「Corporate Social Responsibility」のことで、日本語では「企業の社会的責任」と訳されます。企業が金銭的な利益追求だけでなく、社会や環境と共存しながら持続可能な成長を図るため、責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考えです。

➤ FIT 制度

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集めることで、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えます。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなります。

➤ PPA モデル

事業者が発電した電力を特定の需要家等に供給する契約方式です。事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を事業者に支払うビジネスモデル等があります。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがありますが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではありません。

➤ SDG s

「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連総会で採択され、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。17の目標と169のターゲットが設定され、2030年までの達成が目指されています。

ア行

➤ エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される二酸化炭素。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される二酸化炭素は、非エネルギー起源 CO₂と呼ばれます。

➤ 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素に加えてハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

カ行

➤ 吸収源

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する海洋や森林のこと。

➤ カーボンニュートラル

二酸化炭素を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指します。

サ行

➤ 再生可能エネルギー

法律³で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

➤ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができる再生可能

³ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

エネルギー資源量(賦存量)のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いたエネルギー資源量のこと、利用可能な再生可能エネルギー量の目安となります。

➤ 自家消費型太陽光発電

民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。

➤ 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。規格外品、売れ残り、食べ残し、賞味期限切れ、皮の剥きすぎなどの原因により発生しています。

夕行

➤ 多極ネットワーク型コンパクトシティ

教育・文化芸術・福祉・医療・商業・居住等の都市機能が集約された拠点が複数あり、その拠点や周辺地域の住民が公共交通機関等によって快適・便利に都市機能を享受できる地域づくりを目指したものです。日常生活に必要なサービスや行政サービスが身近にあることで、住みやすさや環境への配慮、そして経済性を実現することができます。

➤ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案⁴」を踏まえて策定されました。

➤ デコ活

政府が推進している、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会にづくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという新国民運動のことです。二酸化炭素を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、愛称募集に対する 8,200 案の公募の中から選ばれました。

⁴平成 27 年 7 月に令和 2 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

八行

➤ パリ協定

2015年（平成27年）12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

➤ フードドライブ

家庭で使いきれない未使用・未開封の食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンク団体等に寄付する活動のことです。